

第二復員部内未復員者災害給與處理要領

(昭和二十四年一月七日復二第六号)
復二第二十一号改正

第一條 この要領で災害給與とは、未復員者給與法災害給與施行規則(昭和二十四年一月七日厚生省令第二号。以下災害規則という)第一條に示す給與をいう。

第二條 災害給與の実施については未復員者災害給與處理要領(昭和二十四年一月七日一復第二、六〇六号)を適用する。但し障害一時金支給裁定の手續等はこの要領の定めるところによる。

第三條 災害規則第三條の障害一時金支給申請書を受けた世話課長は、これを本人のもと在籍していた第二復員局残務処理部長又は、地方復員残務処理部長(以下在籍の残務処理部長という)に送付する。

前項の障害一時金支給申請書を受けた残務処理部長は、調査の上、障害一時金の支給を要するものと認めたるにつき、障害一時金支給認定申請書(様式別紙)二部に申請者からの申請書類を附し、これを第二復員局残務処理部長を経で厚生大臣に申請する。

第四條 前條の障害一時金支給認定申請書類は、厚生大臣の裁定後支給認定申請書を第二復員局残務処理部に保管し、他の一部及び申請者からの申請書類は、厚生大臣の裁定の結果及び支拂担仕廳を記入し、裁定通知とともに在籍の残務処理部長に返戻する。在籍の残務処理部長は前項の書類中、支給認定申請書はこれを保管し、裁定通知書及び申請者からの申請書類を受理した世話課長に返戻する。但し、支出官直接拂の場合においては、裁定通知書は、第二復員局残務処理部から申請者に直接送付する。

第五條 世話課長は、前條の規定による厚生大臣の裁定に基づき、世話課において支拂を担任するものについては、裁定通知書

右の通り相違ないので障害一時金を支給し度いから認可せられ度く申請する

昭和 年 月 日

地方復員(第二復員局) 残務処理部長 印

厚生大臣 殿

翻製上の注意

- 一、受傷又は発病の場所は地域及地点を詳記すること。
- 二、障害一時金支給の資格が生じた理由は「復員の際治ゆ」「復員後治ゆ」「復員後療養中のところ治ゆ」「復員後療養中のところの期間満了」「改正法施行前治ゆ」等法第八條の四又は法附則第三、第四條の區分に従い記入すること。